

募集型企画旅行契約の部

第八章 営業保証金（旅行業協会の保証社員でない場合）

（営業保証金）

第三十一条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

2 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- 一 名称 水戸地方法務局鹿嶋市局
- 二 所在地 鹿嶋市宮下五丁目20番地4

受注型企画旅行契約の部

第八章 営業保証金（旅行業協会の保証社員でない場合）

（営業保証金）

第三十二条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

2 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- 一 名称 水戸地方法務局鹿嶋市局
- 二 所在地 鹿嶋市宮下五丁目20番地4

手配旅行契約の部

第七章 営業保証金（旅行業協会の保証社員でない場合）

（営業保証金）

第二十五条 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

2 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- 一 名称 水戸地方法務局鹿嶋市局
- 二 所在地 鹿嶋市宮下五丁目20番地4